

令和4年広審第11号

裁 決

モーターボートA浸水事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月3日07時33分

岡山県釜島北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 1.5トン

登録長 7.61メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 77キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和58年7月に進水し、令和元年5月にa受審人が中古で購入した、無蓋の操縦スタンドを船尾寄りに設けた最大搭載人員が7人のFRP製モーターボートで、同スタンド後方の甲板下に区画された機関室には、X社製のEM436A型と呼称される連続最大回転数が毎分2,910のディーゼル機関（以下「主機」という。）が据え付けられ、主機が、船尾のトランサムプレートを隔てて、Y社製のプロペラ駆動用推進装置（以下「アウトドライブ」という。）に中間軸等を介して接続されていた。

主機とアウトドライブを接続する中間軸等は、主機側から順に出力軸、主機側に位置する中間軸（以下「主機中間軸」という。）、アウトドライブ側に位置する中間軸（以下「ドライブ中間軸」という。）により構成されており、主機中間軸とドライブ中間軸は、端部の鉄製三角型フランジが、両フランジ間に挿入されたたわみ継手を介してボルト6本で接続されていた。

Y社の取扱説明書には、たわみ継手を、3か月又は500時間毎に点検すること及び2年又は2,000時間毎に交換することが記載されていた。

Aは、日本小型船舶検査機構による臨時検査を令和元年5月30日に、第1種中間検査を令和2年5月15日に受検しており、是正事項はなかった。

(2) 本件発生に至る経緯

a受審人は、Aを購入して約2年が経過しており、同船が中古で、購入以前のたわみ継手の交換履歴が不明であり、漁船として長年に及んで使用した形跡が認められたことから、たわみ継手の劣化を懸

念していたが、これまで航行に支障がなかったのでこのまま使用しても大丈夫と思い、たわみ継手を整備しなかった。

こうして、Aは、a 受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年5月3日06時35分香川県高松港を発し、釜島北方沖合の釣り場に向かった。

a 受審人は、主機を回転数毎分2,910として航行中、07時00分頃香川県小槌島東方1,600メートル沖合に至ったところで異音を聞いたので主機を運転したままアウトドライブを水中から揚げ、一旦漂泊してプロペラを目視したのち、機関室内を一見して異常を認めなかったため、アウトドライブを水中に降ろし、前示釣り場に向けて発進した。

a 受審人は、07時27分少し前久須見鼻灯標から098度（真方位、以下同じ。）1.1海里の地点で、針路を262度に定め、14.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行し、07時28分同灯標から102度1,600メートルの地点に至って7.0ノットの速力に減じた。

a 受審人は、違和感を覚えて主機を中立として運転中、07時33分久須見鼻灯標から131度740メートルの地点において、Aは、船首が262度を向いたまま、僅かな前進行きあしとなったとき、ドライブ中間軸が振れ回り、トランスムプレートが破損して浸水した。

当時、天候は晴れで、風力1の西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期であった。

a 受審人は、ポンプで排水を試みるも、効なく、釜島に向けて流され、同島沖合で投錨した後、同人及び知人3人が巡視艇に救助さ

れた。

その結果、Aは、浸水により復元力を喪失して転覆し、のち廃船とされた。

a 受審人は、後日、劣化していたたわみ継手が破断する過程でドライブ中間軸が振れ回った結果、トランサムプレートが破損したことを知った。

(原因及び受審人の行為)

本件浸水は、高松港を発航するのに先立ち、たわみ継手が整備されず、釜島北方沖合を航行中、同継手が破断する過程でドライブ中間軸が振れ回り、トランサムプレートが破損したことによって発生したものである。

a 受審人は、高松港を発航するのに先立ち、購入以来たわみ継手を整備していなかったうえ、同継手が劣化していることを懸念していたのだから、たわみ継手を整備すべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで航行に支障がなかったのでこのまま使用しても大丈夫と思い、たわみ継手を整備しなかった職務上の過失により、劣化していた同継手が破断する過程でドライブ中間軸が振れ回り、トランサムプレートが破損して浸水する事態を招き、船体を全損させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 9 月 2 7 日

広島地方海難審判所

審判官 丸 田 稔